

創設期婦人救済所の意図と実態

— 『ときのこえ』にみる資料を中心に —

西村 みはる

- I. はじめに
- II. 婦人救済所の創設の経緯と意図
 - 1. 開設の経過と自由廃業運動
 - 2. 婦人救済所の目的
 - 3. 山室軍平の娼妓観と婦人救済所の処遇方針
- III. 入所者にみる対象問題
 - 1. 入所者の推移
 - 2. 入所者の概観
 - (1) 廃業娼妓 (2) その他の困窮婦人
 - 3. 入所までの経過・経路
 - 4. 入所中の生活と退所
- IV. おわりに

I. はじめに

売春関係事犯は近年増々巧妙化潜在化し、その態様が多様化しているという⁽¹⁾。そして社会状況の変化の中で婦人保護事業の対象規定はいよいよ困難をきわめている。そのようななかで婦人保護施設の充足率は低下し、その低迷が厳しく指摘されている現状である。婦人保護事業はおりしも57年度臨調の予算削減事業の対象になったこともあり、今やその存在の是非すらに疑問がよせられ、大きな転機を迎えている。

しかし今日の婦人保護事業は、明治期からの民間婦人救済事業と廃娼運動の営々とした積み重ねによって作りあげられてきた。しかも全般的な低迷のなかで、今もなお熱心な活動を続けている婦人保護施設の多くが、日本において最も早くにその事業を開始した民間婦人救済事業の草分けであることを考えると、その歴史的

営為を丹念にたどり、積み重ねられた歩みの意義や矛盾を1つ1つときおこす作業なしに、現在のあり様に簡単な評価を下してはならないと考える。

このような問題意識にたって本稿では、婦人救済事業の草分けである救世軍婦人救済所に焦点をあて、その創設期の事業の意図と実態を明らかにすることにより、当時の婦人救済事業対象の輪郭、そしてそれに対する婦人救済事業の意義や限界について考察することを目的としている。

救世軍の婦人救済所をとり上げたのは、これが、日本の本格的な婦人救済事業開始の契機となった自由廃業運動を最も中心的に行い、さらにその婦人救済事業が、自由廃業運動と緊密な連繋をもって開始、展開したと思われるからである。

本稿ではまず創設期をとりあげたが、その時期は、婦人救済所が開設された明治33年から、事業が拡大し活発な展開を示す明治40年代までと考えた。(図Ⅳ-1参照)というのは明治40年前後には、婦人救済所の移転、身の上相談部等の相談部の設置、東北凶作地子女救護運動の展開、函館婦人救済所、満州婦人救済所の開設等が次々に行われ、それ以前のいわば開設期とはやや異った様相を示すからである。

本稿は救世軍の機関紙『ときのこえ』に掲載された記事を主な資料とした。『ときのこえ』は15号(明29・6・6)より山室軍平が月2回編集していたもので、文章は極めて平易啓蒙的

であり、自由廃業の広告や運動状況、婦人救済所の事業報告等が掲載されていた。これらは娼妓が読者であるかもしれないことを念頭に、ふんだんな絵、工夫されたわりつけによる視覚的なわかり易さを配慮してあり、彼らを道徳的罪悪にめざませ、廃業に導びくことを意図して書かれていた。したがってそれらは、論理的で体系的な理論や綿密な事実報告というより、具体的な比喩や美談的事例による説教が多かったが、それだけに山屋の娼妓が貫かれていたといえよう。

註 (1) 『売春対策審議会—その25年の歩み—』
内閣総理大臣官房審議会 昭和57年9月

II. 婦人救済所の開設の経緯と意図

1. 開設の経過と自由廃業運動

沖野岩三郎著『娼妓解放衰話』には、救世軍が婦人救済事業に着手するきっかけについて、次のように述べられている。

自由廃業は出来ると目星がついた。けれども折角廃娼させた娼妓の処分をどうするか、これは難問題であった。……モルフィ氏が頻りと考えている矢先、明治33年7月の或日同氏の宅を訪うた三人づれの不思議な男たちがあった。……話は始から終まで娼妓の自由廃業論であった。そして其の方法手続等を、モルフィ氏は3人に詳しく教へた。熱心に耳を傾けていたブラード大佐は深く點頭いて言った。『では救世軍で婦人ホームを設けて、廃業した娼妓の後始末をしませう。』 (1)

「自由廃業の父」と呼ばれるユー・ヂー・モルフィは、年季や前借金で遊廓に拘束された娼妓を裁判で合法的に廃業させた人物と

して廃娼運動の歴史に大きな足跡を残している。彼は、明治26～41年まで日本に滞在し、⁽²⁾31年頃より廃娼運動を起こしていた。名古屋地裁での彼による最初の訴訟が勝訴となったのは明治33年5月のことであった。沖野の見解によると、廃業後の娼妓の行方を案じたモルフィの心配が、救世軍の婦人救済事業着手のきっかけになったということである。

しかし救世軍設立の頃からの『ときのこえ』をみていくと、婦人救済事業に対する関心と着手への意志は、当初から特に英国人士官の間で強かったことがわかる。たとえば明治29年、ウォルタルバエル中佐は岡山基督教会堂において英国救世軍の婦人救済事業の紹介を行い、そのなかで「将来日本に於ても此事業は必らず為さねばならぬと信じん居る。」⁽³⁾とその着手の意志を表明している。また「ときのこえ」8号ではニューカム大尉が、日本で最初の分営を横浜の観楽街に開設したことについて、「是固より吾人の企画するところにて斯くの如き天地を革新し……」⁽⁴⁾と意図的であったことを述べている。さらに43号によると、「明治30年7月24日東京第1軍営第3軍営合併で品川遊廓に行軍、真中に立って数回屋外集会」⁽⁵⁾とあり、救世軍のいわゆる「遊廓伝道」が婦人救済事業に着手する以前にも行われていたことが明らかにされている。

英国人士官により婦人救済事業の紹介が積極的になされていたのは、英国救世軍で、早くからこの事業に力が入れられていたためであろう。英国救世軍が初めてこの事業に着手したのは創立7年目の1884年で、⁽⁶⁾婦人救済ホームの数はその後増加し、6年後の1890年には13カ所、収容者数370人に、さらに1902年には25カ所、取扱人数2,223人と報告されて

いる。(表Ⅱ-1) これは当時の英国救世軍の社会事業施設の中で最も多数を占めるも

表Ⅱ-1 英国における婦人救済ホーム

	1990 (明22)	1902 (明34)	1903 (明35)
婦人救済ホーム	13 ^{カ所}	25 ^{カ所}	25 ^{カ所}
収容者数(1年間)	370 ^人	2,223 ^人	2,188 ^人

資料：『最暗黒の英国と出路』(1890)
『ときのこえ』明35.2.15

のであった。(表Ⅱ-2) また初期の救世軍の社会事業活動の鳥観図を示したブース著『最暗黒の英国とその出路』(1890)にも、転落婦人救出の方法と救済ホームについては子細に述べられている。

表Ⅱ-2 英国における救世軍
社会事業施設(1902年)

施設	数
貧民町屯所	41
婦人救済所	25
安料理、安宿	24
口入所	13
授産所	9
育児院	2
出獄人救済	1
農業部	1
その他	8
計	124

資料：『ときのこえ』明35.2.15

しかしながら公娼制度を有しない英国のモデルを、公娼制度を有する日本に直接適用することは困難であった。すなわち英国では、女士官が夜中観楽街に出て、直接売春婦を連

行してホームに収容したが、⁽⁷⁾日本の遊廓の組織と構造ではそれは困難であった。このように、娼妓の遊廓からの救出の方途が見出せなかった点が、日本救世軍が婦人救済事業に着手できない理由であったことは次の一文からも明らかである。

「救世軍の日本開戦以来何遍となくくり返されたる問題であります。然し乍ら当時は誰も皆同じ様に答えて到底だめです。仮令君方が外国の様に醜業婦救済所を日本に設けられた処が、誰れも来てお世話になるものはムリますまい。第一娼妓達は貸座敷主人の言がままに借金を払はなくては何んなに自分で正業に復し度ても其丈の自由がないのですからと此様に由されおきました。」⁽⁸⁾

また山室自身も次のように回想している。

「…明治28年に旗上げしたが、折があったら気の毒な婦人達のために何かやろうと思った。そして遊廓の有様を見て、かう云う婦人達は何うした処から出されて居るのか気の毒なものだ救ってやりたいと思ったが、何う手を出してよいやら分別がなく、手を触れることが出来ないうでいた。」⁽⁹⁾

すなわち「どうしてよいかわからず手を触れないでいた」のは、全国の娼妓数3万8,725人、⁽¹⁰⁾東京府だけで5,621人、貸座敷500軒、引手茶屋70軒をほこる堅固な公娼制度の存在にあったといえよう。モルフィによる自由廃業の成功は、このような状態にあった彼らに突破口を与えたわけで、まさに「よいお手本をみせてくれた」⁽¹²⁾というのがその経過であった。

このように救世軍の婦人救済事業は、英国のそれを手本としながらも、あくまで明治33年にモルフィが裁判によって獲得した自由廃業の合法的可能性を出発点としてまた前提として、開始されたといえよう。

しかし自由廃業運動は婦人救済所の開設に際してばかりでなく、初期の活動においても深いかわりをもっていた。ところで自由廃業とは娼妓の自由意志による合法的な廃業のことで娼妓取締規則発布後(明33・10)は、各警察署における書類手続きでなされた。また救世軍の自由廃業運動は、自由廃業への援助とそれに伴う社会的啓発活動がその内容であったが、具体的には遊廓伝道、遊廓にいる娼妓へ

の出張面談、警察への同伴出頭等、婦人救済所入所までの援助や、これに伴う世論への啓発活動等であった。

明治33年7月にモルフィを訪問した山室らは、同月のうちに京橋区築地3丁目11に元医院であった木造2階建の家屋を借りうけ、8月1日「醜業婦救済号」(『ときのこえ』特集号)の発行をもって正式にこれを開設している。場所は築地本願寺に近く、二階に山室夫妻が居住し、山室機恵子が主任として就任し、その事業が開始された。

次の表Ⅱ-3は明治33年8月の婦人救済所の開設前後の自由廃業運動の経過である。これでわかるように、8月1日開設と同時に矢

表Ⅱ-3 婦人救済所開設前後の自由廃業運動(明33)

月日	法令	自由廃業運動	婦人救済所
5.24	内務省訓令17号		
7.		山室、デュース、ブラード、名古屋にモルフィを訪問	婦人救済所築地二丁目に設置
8. 1		ときのこえ「醜業婦救済号」発行	婦人救済所開設
8. 1		矢吹幸太郎ら 新宿遊廓に進軍	
8. 1		新吉原、洲崎に進軍	
8. 4		山室機恵子 吉原に娼妓面談に行く	
8. 5		矢吹幸太郎ら 新宿遊廓に進軍	
8. 5		横須賀小隊 横須賀に進軍	
8. 8			茨城県より酌婦1名入所
8.10		横浜小隊 永楽真金に進軍	
8.15		浅草小隊ら(40人) 吉原遊廓に進軍	
8.17		矢吹幸太郎 福原遊廓に娼妓面談に行く	
8.31		姫路小隊 飾磨町字湛保に進軍	— 8月末までに、洲崎より娼妓2名、上州より酌婦2名入所 —
9. 4		デュース、山室、洲崎に安藤琴の面会に行き負傷	
9. 5		2.6 新報社員、吉原に綾衣の救済に行き負傷	
9. 6	警視庁令第37号娼妓取締規則改正		
10. 2	内務省令44号娼妓取締規則改正発布		

資料:『ときのこえ』 明38・7~9

吹幸太郎らが内藤新宿に進軍したのを皮切りに、8月17日までに6回も、遊廓進軍が行われている。遊廓への進軍とは、「隊を組んで遊廓に入り、そこで集会を開き娼妓に『ときのこえ』を売る」⁽¹³⁾すなわち遊廓伝道のことである。この遊廓伝道における遊廓側の暴徒の襲撃や、それに対する士官の果敢な行動は、新聞が積極的にこれを取りあげたこともあり、大いに世論の注目を集めたことは有名である。

また婦人救済所では8月8日茨城の酌婦をその第1号として入所させ、続いて洲崎から2人の娼妓、上州から2人の酌婦を迎え入れ8月中に計5名を入所させている。⁽¹⁴⁾茨城の酌婦はその母親の依頼、洲崎の娼妓は逃亡、上州の酌婦は「送り届ける人あり」という経過で入所しており、⁽¹⁵⁾おそらくいずれも自由廃業の報道を通して救世軍の存在を知ったものと思われる。茨城の酌婦は「東京出身の21歳で、結婚出産の後、夫の道楽のため離婚、奉公を希望したが人買いにだまされ茨城県小里村に酌婦に売りとばされた」もので、山室軍平が2度その地に足を運んで引き取ったという。⁽¹⁶⁾またこれに先立ち、8月5日に山室機恵子は新吉原の澤中米楼の霜降雪が自由廃業を希望しているのを知り、面談のため同楼に行っている。⁽¹⁷⁾また9月4日には、山室軍平とデュースが洲崎の開明楼、安藤琴との面談に行き、負傷を負わされている。⁽¹⁸⁾このように初期の婦人救済事業は自由廃業運動とともにその事業を開始し、山室軍平、機恵子が自ら廃業手続きにむかう等人的にもその運動と事業が未分化であった。

このように遊廓伝道をはじめとする一連の自由廃業運動は、婦人救済事業の対象に積極的に接近しその顕在化に努力し、直接婦人救

済所の入所者を集めたばかりでなく、その報道を媒介に間接的にも対象を顕在化させたといえよう。特に相談部が独立する前の婦人救済事業の創設期にあたる数年間は、自由廃業運動による対象への積極的接近は、婦人救済事業対象を顕在化させる唯一の方法であり、事業をすすめていく上での前提ともいうべき活動であった。しかし自由廃業運動の側からみれば、婦人救済事業はうけ血的存在であり、両者は互いに事業をすすめる上で不可決な存在であり、当時は緊密な連繋をもって展開していったといえよう。このような遊廓伝道と婦人救済事業の関係は、「救世軍の伝道事業は一種の社会事業、社会事業は一種の伝道事業であるといっても差支えない。かくしてこの2つのものは人の身体と靈魂との関係と相似て之を2つに別つことが困難な位である」⁽¹⁹⁾という救世軍における「伝道と社会事業」の関係ともいえよう。またこのような積極的な対象への接近は、「戦争的基督教」といわれる救世軍の社会事業における「進撃的」性格であったといえよう。⁽²⁰⁾

2. 婦人救済所の目的

『ときのこえ』には娼妓への啓蒙をかねた婦人救済所の広告や入所を語りかけた記事が多い。これは遊廓で本紙を配り、自由廃業を促す意図が背景にあったからである。これらの記事から婦人救済所の目的や意図を把握するなら、次のようなものである。

まず婦人救済所の目的について「救世軍案内記」では、「零落の婦人達を引き受けて之を感化し堅気な仕事につかす様尽力致し升。」⁽²¹⁾と述べられている。さらに「不幸女の救護」には、「救世軍には婦人救済所という所あり、娼妓芸妓酌

婦其他耻べき業に身を落したるもの又は左様な
ことになりそうな婦人達を引き取り之を感化し
て正業につかせておる⁽²²⁾とある。すなわち「零
落な婦人を引きとり感化し堅気にする⁽²²⁾こと」が、
その最も大きな目的であったといえよう。

次に入所対象者について明治37年1月1日号
の広告には、次のように述べられている。

娼妓・芸妓・酌婦・妾等の救助所^{たすけどころ}

救世軍には婦人救済所というところがあって、
娼妓芸妓酌婦等道ならぬことをして居った女
性が頼ってくれば助けてあげます。又見す見
す然いふ良くない道に落ちそうな危げな身の
上の女達が頼って来れば、之も同じく引取っ
て世話を致し、行末堅気に世を渡る様取計ふ
て上げ升。(『ときのこえ』明37・1・1)

また明治32年4月15日84号から168号まで毎号
のように掲載されていた「世のなかの頼り少な
き娼妓に告ぐ」では、「重に娼妓芸妓酌婦等を
しておった婦人又はそんなことになりそうな婦
人達を引き取り……」と説明されている。こ
れでわかるように婦人救済所では対象者を娼妓
に限らず、芸妓、酌婦、妾、「道ならぬことを
して居った女性」と極めて広い範囲でとらえ、
さらに今日的に言えば未然防止とでもいえよう
「そんなことになりそうな婦人」をもその視野
に収めていた。

その具体的な方法として先の「世のなかの娼
妓に告ぐ」では「引き取り仕事を教へ心がけを
たてなおし堅気に身の落着を定めさせるよう世
話をすると述べている。さらに「天下の
娼妓に告ぐ⁽²³⁾」では、「引き取り食物着物をあて
がい仕事を教え未始終の世話までしてあげます」
と述べている。すなわち「感化して堅気な人間

にする」ための具体的方法は①食物と衣類の提
供、②仕事の教授、③身の落ちつけ先の開拓と
紹介ということになる。

「天下の娼妓に告ぐ」で「……娼妓稼業は天
の神様の前に大きな罪です。一日も早くやめ堅
気な人間におなりなさい。素人におなりになる
が宣しい」と呼びかけていることからわかる
ように、これらの記事においては「堅気な人間
にする」ことが救済所における最も大きな目的
として強調されている。肉体の救いと同時に精
神の感化が重要な目的とされていたことは、主
任山室機恵子が「折角救済所に引き取った者の
肉体を救うて魂を救う事が出来ないなら神の前
には50歩100歩であるかもしれない⁽²⁴⁾」と述べて
いることから頷ける。また当時の大佐、ヘン
リー・ブラートは次のように述べている。

ヘンリー・ブラートの書簡

救世軍の大目的は、人の魂を救うことです。
それがあふれて婦人救済運動、事業となり、
頼りない同胞を魂と肉体の両側から救い、罪
から救い、神と正義に至らせることを勉めま
す。身売り、蓄妾の根本的な真の改革は、キ
リストからの救い、神による心の変化によら
ねばならず外部からの改善は底辺までは届か
いのです。(『ときのこえ』明35・8・1)

ブラードは「魂と肉体の両側からの救い」を指
摘しつつ、とりわけ婦人救済の領域では外部
からの改善ではなく内側からの救済、すなわち
「魂の救い」が重要課題とされねばならないこ
とを強調している。

3. 山室軍平の娼妓観と婦人救済所の処遇方針
すでに当時日本救世軍の指導的立場になりつ

つあった山室軍平は、救世軍の業務のかたわら婦人救済所の2階に居住し、対外的にも娼妓運動を展開し始めていた。彼はたびたび『ときのこえ』に婦人救済所の具体的な処遇の方針を述べている。

彼はまず各種の事例を紹介し、それらを通して2つの婦人像を描き、読者への啓蒙に努めている。たとえば良くない婦人の例として紹介されているのは次のようなものである。

松本お吟

本所区押上町の松本お吟、吉原の花魁で全盛をきわめる。現在80歳。両国橋から身投げするところを巡査に発見され、養育院に収容される。本人は若い時浮気ですごしたため、今は顔色衰え、病気ふきだし、手に覚えた仕事もないので、手拭いを頭にのせ、三味線をかかえて流し歩いていた。後に乞食になり身投げするにいたった。(抜粋) (『ときのこえ』明35・8・1)

毒婦お伝

お伝は浮気な母に生れ、勝気な性格で遊びぐせであった。その後出来合夫婦となり、さらに淫売に墮ち野合をなす。詐欺をなし、先頃は東京裁判所にて謀殺のかどで斬罪を申しつけられた。(抜粋) (同上)

山室はこのように、娼妓や淫売婦の最後が乞食や身投げ、監獄である例をひくことによって、道楽や不身持ちのもたらす禍の恐しさを説いている。またさらに次の一文では、不身持の具体的内容を次のように説明している。

2代目高橋お伝に告ぐ

世のなかのすべてのよくない婦人(芸妓、娼妓、

酌婦、密淫売、妾、銘酒屋かかえ女、淫婦、妊婦、毒婦)に告ぐ。好きで身もちくずすこと、浮気の虫の総体にはびこることは恐しい結果をもたらす。浮気稼業を好み、堅気なことを嫌い、男をだまし、情をもてあそび、一時を面白可笑しく世を渡ることが何より好いこの様に考えると地獄の罪を受ける。

(抜粋) (同上)

すなわち山室のいう不身持とは、浮気を好み堅気を嫌い、男を騙し情をもてあそぶ男女間の不道徳を意味している。さらに彼は次のような事例も紹介している。

根本おひも

吉原引手茶屋紋松村のもと娼妓根本おひもは、罪悪でつくった金を貯め、金に対する執念から、死ぬ時銭箱の鑄を固く握って離さなかったため、皆が困ったという。死んでも金に執念をもつとは恐しいことである。(抜粋) (同上)

一婦人の例

以前妾で、後別の夫と結婚した婦人。浮いた気風が脱ず、婦人のたしなみが欠けていることから衣類40点を質入れすることになり、相談に来た。しかし改心する様子もなく、質から衣類をどう出すかばかり心配していた。まもなく夫と別れ、蠣殻町の桂庵で高等淫売になった。これは見栄をはりたいため、金があって真実のない軽薄男に身を許して墮落した婦人の例である。(抜粋) (同上)

彼はこれらの事例により、金に対する執念や見栄をはることが婦人墮落の原因であることを述べようとしている。以上のことから山室の描く良くない婦人像とは、①男女間の不道徳(不身

持)を犯す、②罪惡の金に執着する、③見栄をはる婦人であり、具体的には娼妓だけではなく芸妓、酌婦、密淫売、妾、銘酒屋かかえ女、淫婦、妊婦、毒婦をさすのである。

これとは对象的に、彼は良い婦人像を次のような例をひいて説明しようとしている。

元醜業婦(1)

救済所に入所して救われる。退所して一兵士と結婚。毎日3時半に起床し夫と姑につかえる。昼は自分もコークスえりわけの仕事をしてまっ黒になって働く。(『ときの声』明治36・4・15)

元醜業婦(2)

救済所に入って10日目に退所。ブリキ屋の妻となる。中元の挨拶に来る。いつも地味で「おつくり」もしていない。(同上)

すなわち良い婦人とは、①労働を厭わないでまっ黒になって働く、②親や夫につかえる、③見栄をはらない地味な婦人として描かれている。

これらの例証にはかなり啓蒙的意図が含まれていた。しかし少くとも、良くない婦人を救い良い婦人に導びくことが、婦人救済所に与えられた役割であるという課題意識が、山室にあったといえよう。

しかし山室は、良くない婦人の不道德の原因を、本人の心がけのみに帰しているのではない。彼はむしろその経過や環境に着目し、「彼等が今日ようになったのは境遇が悪いのである。満足に教育をうけていないからである。年中道楽者のみ相手にして、強欲非道な貸座敷業者から虐められてのみ居った…」⁽²⁵⁾と述べ、墮落の原因がその境遇にあることを指摘している。したがって「之を解放し純潔な敬虔な明るい境遇に

移して見たが宣しい。彼等にはやがて全く以前とちがった立派な婦人になり得べき見込が十分ある。……幾らでも見ちがえるような善人が出て参る。私共は幾らでもそうした事実を握って居る」⁽²⁶⁾と自らの経験に基づいて、境遇を変えることの必要性と、娼妓も善人になる可能性を有することを強調している。さらに彼は、犯罪人さえ教誨師がいるのに「遊廓に閉ぢこめられた娼妓には、人間らしい人間の道を開くべき門戸が全く閉ざされている」⁽²⁷⁾ことを指摘し、そこから遊廓伝道の必要性と意義を導びいている。すなわち正しい道を開く機会や、自ら出ていく自由が奪われている遊廓の娼妓には、「廓内で集会を開き閑声を娼妓に手渡したる如き運動」⁽²⁸⁾が必要不可欠だということである。

以上のことから山室の娼妓観とそこから導かれる課題意識として次の点が指摘できよう。1つには、娼妓等はそれ自体が男女間の道徳を犯す存在であると同時に、全ての不道德の源泉となる極めて罪深い存在である。2つには、しかし娼妓は良い婦人になる可能性をもち、そのためには、境遇が移され、人間の道を開く機会が与えられなければならない。3つには、婦人救済所に課せられた役割として、遊廓伝道による娼妓への積極的な接近を行い、純潔で明るい境遇を提供することであった。

さて以上のような課題意識にもとづく具体的な処遇の方針としては次の3点が考えられていたようである。第1は、処遇内容自体にかかわることで、「行末家を持った時為になることを教える」⁽²⁹⁾という方針である。具体的には労働習慣をつけること、経済観念を養うこと、さらに縫いもの、台所仕事、読み書き、女礼式を教えることであった。これらは堅気の家持になるための準備であった。

第2は男女関係の持ち方と結婚に対する、慎重でかつ積極的な方針である。これに関する「自由廃業案内」の一部を引用すると次のようである。

言いかわした男が救世軍に願って出たら助けてもらえますか。

左様、婦人救済所へたびたび男がたずねて来たりするなど禁物ですが、若しその男が妻のない人、相当に働きがあり、添ふたら一緒に堅気な暮らしをたてられる見込みのある人なら、しばらく別々になって向うでは家を持つ支度をし、こちらでは嫁いだ後で心得て居らねばならぬことを教へられ、その後改めて添ふという分にはよい。

兎角くついた者は離れるならい。廃業すると其のまま駆けこんで一緒になったという様なのは、一生仲良くくらすことが覚つかない。

目についた女房があとで骨がつくことも多い故、しばらく救世軍で躰をしてもらい、悪いくせをぬいて立派な世話女房になれるだけの支度をしてから添うた方が宣しいです。

(『ときのこえ』明35・8・1)

これでわかるように結婚には3つの条件があった。ひとつには男性側の条件で独身者であること、経済力があること、社会人であること、2つには一度離れて互いに準備期間をもつこと、3つには女性が「悪いくせをぬき世話女房になれる支度」をしておくことである。事実救済所では退所後結婚する者は最も多かった。また『ときのこえ』には、廃業した娼妓の将来の理想図を描いた絵すごろくが掲載されている。そこに描かれた場面を追うと、①自由廃業、②母

との対面、③奉公先で元気よく水仕事、④堅気な先に嫁ぐの順ですすみ、ゴールは夫と食卓を囲む場面になり、一家の団樂と和樂が理想として描かれている。このことから、一夫一婦の徳を基本におきつつ、入所者の結婚には積極的な姿勢をもっていたことがわかる。

第3は退所方針にかかわることで、婦人救済所の一時的救済施設としての役割方針である。退所後の方針は当初より「親元への帰郷結婚、奉公のいづれか」⁽³⁰⁾と述べており、このことから救済所を終生施設や長期収容施設とは考えていなかったことがわかる。したがって退所先を開拓することも含めて、そのための準備や訓練が処遇課題であったようだ。

ところで山室は入所者を観察し、その特徴を①労働の習慣がない。寝ているのか起きているのか、談話をしているのか仕事をしているのか区別がつかない、②無駄使いが多く経済思想に欠けている。③男女の貞潔観念にうすい、と述べている。これらのことから彼は特に、在所中に労働の習慣をつけ経済観念を養い貞潔観念をもつことに重点をおき、これらの点について婦人救済所の集会の講演で次のように述べている。

…ここでは読み書き、裁縫、台所、仕事、女礼式等を覚えることが大切であると共に取り分け、徳を身につけてほしい。その徳とは次のようなものである。

操 一夫一婦以外のすべての男女関係は罪。不身持は家の損、社会のわずらい、神の前の大それた罪。一切の不身持はせず、堅く一生を送り、婦の操を立てよ。
正直 真実とうそを取りませる人はどこまで信用してよいかわからない。決してうそを言わぬ人間になれ。

労働の習慣をつけること、稼ぐこと。
前かけとたすきを離さず身軽に働くくせをつ
けよ。

緻密に気をきかせよ。
表面ばかりのことをせず、念を入れて我本分
をつくせよ。

金銭の仕末をよくすること。
一厘にも二厘にも気をつけよ。キリストはパ
ンのくずも集めたという。

かくあなたが基督によって靈魂を入れかえら
れると云と、最早自分1人でなく何事にも神
様の力が添い……難なく徳をたて身を修めて
堅気な生涯を楽しむ程に変わって参るものであ
ります。(『ときのこえ』明35・8・1)

これらのことから婦人救済所は、遊廓と「堅気
な家」をとり結ぶ一時的救済施設もしくは避難
所として、救済と保護と次のステップへの準備
をその役割課題としていたようである。

注

- (1) 『娼妓解放哀話』沖野岩三郎 昭和5年
P79~P80
- (2) 「東西二大陸の日本人」ユージー・モルフィ
『廓清』16巻9号
- (3) 『ときのこえ』明治29年12月15日
- (4) 『ときのこえ』明治29年2月15日
- (5) 『ときのこえ』明治30年8月7日
- (6) 「廓清運動と救世軍」山室軍平『廓清』
18巻10号
- (7) 『ブース大将伝』山室軍平 昭和13年
- (8) 『救世軍戦争記』山室軍平 明治34年
- (9) 「婦人保護と救世軍」山室軍平『廓清』
16巻9号
- (10) 『日本道徳統計要覧』賀川豊彦・安藤政吉
共著 昭和9年
- (11) 警視庁統計報告
- (12) (9)に同じ
- (13) 「遊廓伝道に就て」『ときのこえ』明治36
年8月1日
- (14) 「救世軍初期の自由廃業運動」山室軍平
『廓清』24巻6号
- (15) 「弱者の友」山室軍平 明治44年(『山室
軍平選集』Ⅳ所収)
- (16) 『ときのこえ』明治43年8月1日
- (17) 『娼妓解放哀話』沖野岩三郎 昭和5年
P95
- (18) (17)に同じ P108
- (19) 『救世軍の立場を辨明す』山室軍平 昭和
12年
- (20) 『救世軍一話』山室軍平 昭和3年
- (21) 『ときのこえ』明治35年1月1日
- (22) 『ときのこえ』明治35年2月15日
- (23) 『ときのこえ』明治35年1月1日
- (24) 『山室機恵子』山室軍平 大正5年
(『山室軍平選集』Ⅷ所収)
- (25) 『公娼制度の批判』山室軍平 昭和4年
- (26) 『公娼制度の批判』山室軍平 昭和4年
- (27) 『公娼制度の批判』山室軍平 昭和4年
- (28) 「遊廓伝道について」『ときのこえ』
明治36年8月1日
- (29) 『ときのこえ』明治35年8月1日
- (30) 「自由廃業案内」『ときのこえ』 明治35
年8月1日
- (31) 『ときのこえ』明治35年8月1日

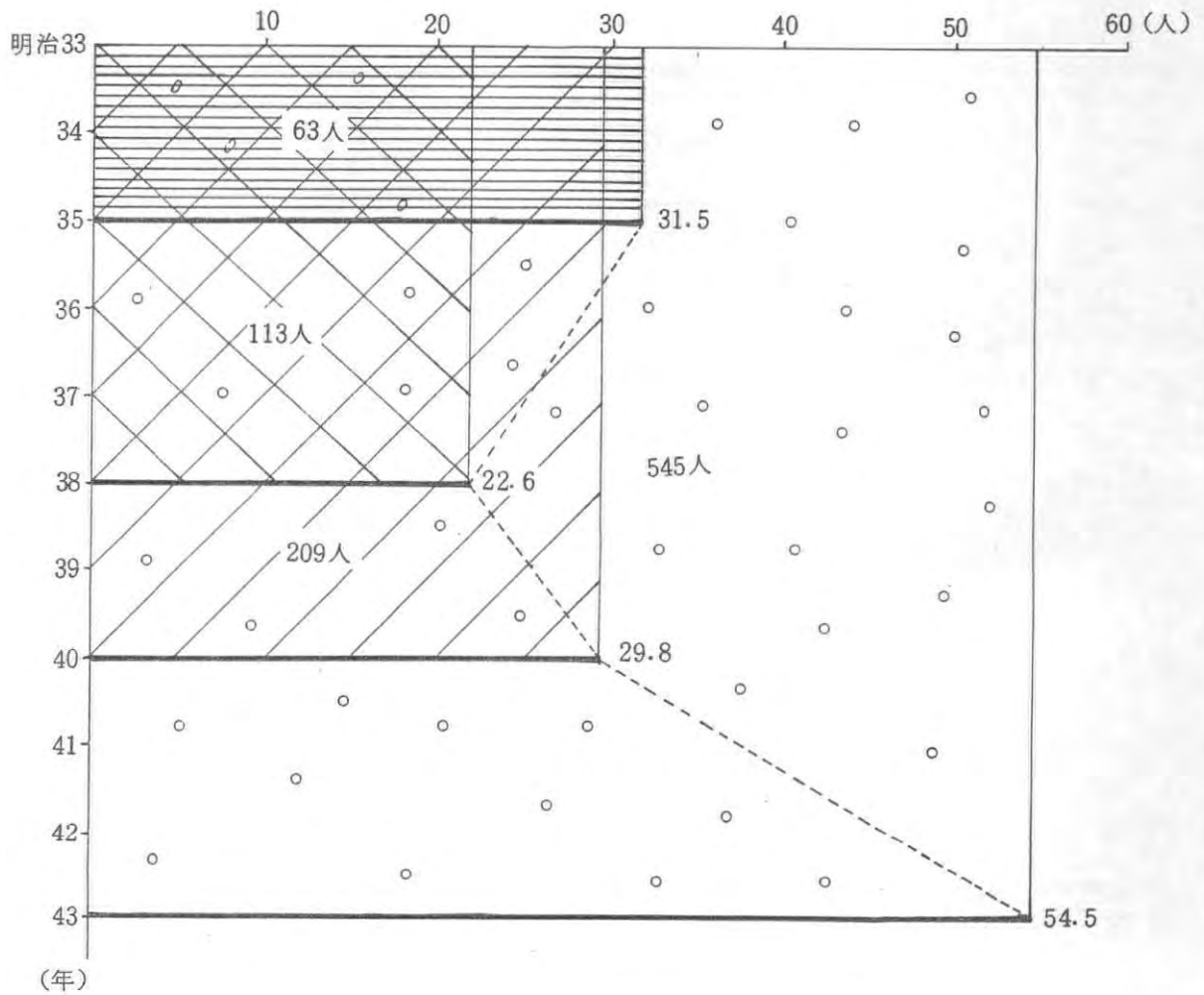
Ⅲ. 入所者にみる対象問題

1. 入所者の推移

以上のような意図のもとに開設された婦人救済所には、どのような対象者がどの位入所していたのだろうか。図Ⅲ-1は明治33~43年までの入所者数である。これによると開設

後2年間の入所者総数は63人、5年間では113人、さらに7年間では209人、10年間では545人となり、これを一年間平均入所者数に直すと、各31.5人、22.6人、29.8人、54.5人となり、点線のような推移をたどる。すなわち開設直後は年平均31.5人入所し

図Ⅲ-1 婦人救済所の入所者数(明33~43)



資料：『ときのかえ』

明35・8・1
明40・9・1

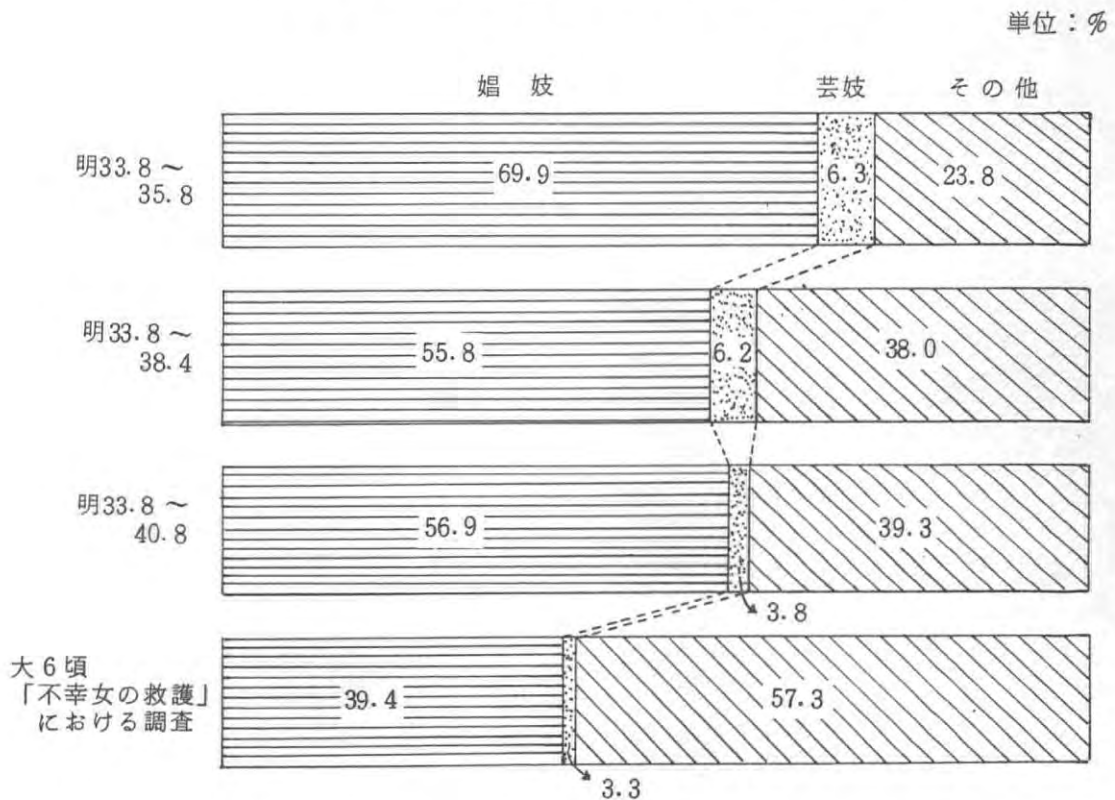
明38・4・15

ていたものが、3年目以降22.6人に減少するが、その後次第に増加し7年目には29.8人、8年目以降は著しく増加し43年には年平均54.5人が入所していたことがわかる。このように設立3年前後より入所者数が一時減少するのは、救済所初代主任として活躍した山室機恵子が、病気により36年に退いたことが一因であろう。また40年以降の増加は、39年の救済所移転による空間条件の改善および定員の増加によるものだろう。すなわち救世軍は築地の建物が借家であり、人通りの多い所に位置しているという理由から、救済所を、港区麻布広尾に8,958円で購入した土地131坪と建物一棟に移転させており、⁽¹⁾移転後の定員を25人としている。⁽²⁾

救済所の平均在所数は『ときのこえ』の「目下の在所数」によると、35～38年は平均8～9人、多くて12～3人であり極めて小規模であったことがわかる。⁽³⁾これは明治43年には平均16～7人とかなり増加しているが、⁽⁴⁾それでも20人に満たない小規模な施設であったようだ。

またこの時期は新規入所者が頻繁にあったらしい。『ときのこえ』には、36年1月に4人、4月に2人、6月に4人、7月に1人、8月に2人、37年には1月に2人、3月に1人、4月に3人と報告されており、⁽⁵⁾「入所して奉公に出て郷里までの路用だけを稼いで親元に帰る」⁽⁶⁾ケースのように、在所期間が2ヶ月前後のごく短期間であるケースも少なくなかつ

図Ⅲ-2 入所者総数における娼妓・芸妓の割合



資料：『ときのこえ』 明 35. 8. 1 明 38. 4. 15 明 40. 9. 1

(7)
た。

入所者の種類は図Ⅲ-2に示した通りで、開設当時約70%を占めた娼妓は次第に減少し大正6年頃行われた山室の調査では約10%にまで減っていることがわかる。一方芸娼妓以外の者は増加しており、その内容は表Ⅲ-1に示した通りである。これによると酌婦、密

淫売婦、妾、出獄者等、私娼およびそれに類する者がその内容であるが、量的な増加と同時に対象者が多様化してきていることがわかる。また明治40年までの統計で17.2%を占める「その他」の内容には、犯罪者、不良少女、家出女等困窮状態にある様々な婦人が含まれていたことが、『不幸女の救護』から推測さ

表Ⅲ-1 婦人救済所入所者の推移(明33・8~43・6)

単位：人(%)

明治33年8月~35年8月	明治33年8月~38年4月	明治33年8月~40年8月	明治33年8月~43年6月
娼 妓 44 (69.9)	娼 妓 63 (55.8)	娼 妓 119 (56.9)	*
芸 妓 4 (6.3)	芸 妓 7 (6.2)	芸 妓 8 (3.8)	
酌 婦 8 (12.7)	酌 婦 11 (9.7)	淫 売 婦 20 (9.6)	
そ の 他 7 (11.1)	密淫売婦 6 (5.3)	出 獄 者 16 (7.7)	
	監獄女、妾 26 (23.0)	妾 1 (0.5)	
		満州より救済 9 (4.3)	
		そ の 他 36 (17.2)	
計 63 (100.0)	計 113 (100.0)	計 209 (100.0)	計 545

注：*不明
資料：『ときのこえ』 明35・8・1 明38・4・15
明40・9・1

表Ⅲ-2 婦人救済所入所者の種類

単位：人(%)

種 類	数	
娼 妓	59 (39.5)	
芸 妓	5 (3.3)	
私 娼	23 (15.3)	
犯 罪 者	14 (9.3)	…… 窃盗・詐欺・墮胎・打致死・私娼
不良少女	14 (9.3)	…… 放浪・盗避・我まま・異性関係
家 出 女	20 (13.3)	…… 既婚者(家内不和等の理由)
困窮婦人	15 (10.0)	…… 誘拐・放浪
計	150(100.0)	

資料：『不幸女の救護』 大6 山室軍平

れる(表Ⅲ-2)。このように婦人救済所の入所者はこの時期次第に増加し、対象者の種類も多様化し、開設7年目には、娼妓は平均6割足らずにすぎなかったことがわかる。

2. 入所者の概観

(1) 廃業娼妓

山室は救世軍で取扱った廃業娼妓に関する調査報告を何回か行っている。⁽⁸⁾そのうち明治末~大正初期の入所者を把握した「廃業娼妓25人」、「娼妓百人研究」、「娼妓三百人研究」により婦人救済所に入所した廃業娼妓の遊廓に入るまでの背景をとらえると次のようである。

娼妓の出身階層は、出身家庭の職業が最

も詳細に報告されている「娼妓三百人研究」(大正5年発表)によると次の通りである。

当時の都市下層社会の職業に最も多かった人力車挽業や土木建築業関係の大工、左官、指物職、石工、家根職、またその他の雑業層が多くみられる。

また遊廓に入るまでの経過を「廃業娼妓25人」によってみると、まず学歴は無学が最も多く続いて尋常小学校3、4年中退が多い。(表Ⅲ-3)これは他の2つの調査でも同様で「娼妓百人研究」では無学42%、尋常小学校3年17%、4年14%の順である。明治33年の就学義務者中の不就业率は31.09%⁽⁹⁾であるから、娼妓の就业率は全国平均よりやや低いといえる。尋常小学校3、4年

単位：人

農 業	72	棒 屋	2	県 庁 雇	1	銀行小使	1
漁 業	11	海苔採業	2	山林局雇	1	安宿手伝	1
肴 屋	11	染皮職	2	鳥 屋	1	蝙蝠直し	1
人力車夫	6	相場師	2	水 屋	1	材木屋	1
大工職	6	靴 屋	2	下駄材商	1	元看守	1
植木職	4	兩仲買業	2	仏具師	1	自転車屋	1
指物職	4	左官職	2	雑貨商	1	塗物屋	1
鰻 屋	3	竹細工職	2	木版印刷業	1	電気局雇	1
石 工	3	天ぷら屋	1	瀬戸物商	1	肴売屋	1
理髪屋	3	紺屋形塗	1	周旋業	1	空堀屋	1
八百屋	3	元巡査	1	鯰 鮎 屋	1	芝居衣装屋	1
畳 職	3	天理教行者	1	ボール箱屋	1	長歌師匠	1
学校教員	3	古着屋	1	駄菓子屋	1	舟大工職	1
瓦焼職	3	電燈職工	1	古綿打屋	1	傘製造業	1
船 頭	3	撤水人夫	1	洋食業	1	興行師	1
木挽職	3	鉄道人夫	1	役場雇	1	骨細工業	1
菓子職	3	機 業	1	浪花節	1	無 職	42
家根職	3	代書業	1	按摩手伝	1	不 詳	28

表Ⅲ-3 学 歴

単位：人

最終学歴	数
無 学	9
尋常小学校 1年	2
“ 2年	1
“ 3年	4
“ 4年	2
高等小学校 1年	1
“ 2年	1
“ 卒業	1
手紙だけ書く	1
仮名だけ書く	2
不 明	1
計	25

資料：「廃業娼妓25人」
（『廓清』3巻1号）

で中退する者が多いのは1つの特徴といえよう。

次に彼らが初めて家を他出した年齢は、表Ⅲ-4に示したように、10歳未満と15～19歳が最も多い。

さらに他出後最初についた職業と娼妓になる直前とを比較すると（表Ⅲ-5）、他出後の最初の職業には「奉公」が最も多いが、娼妓になる直前には「家庭にありし者」と酌婦の多いことがわかる。

続いて娼妓稼業開始年齢と廃業時の年齢をみると、稼業開始年齢で最も多いのは18～21歳で、娼妓許可年齢2～3年以内が多く、廃業年齢は20～26歳に集中し、稼業年数は2～5年と短い。

このような廃業までの経過をまとめると、図Ⅲ-3のようになる。これによると彼らは尋常小学校3～4年までの10歳以下、も

表Ⅲ-4 初めて家を他出した年齢

単位：人(%)

年 齢	数
10 歳 未 満	8 (32)
10 ～ 14 歳	3 (12)
15 ～ 19 歳	9 (36)
20 歳 以 上	3 (12)
計	25 (100)

資料：「廃業娼妓25人」
（『廓清』3巻1号）

表Ⅲ-5 前 職

単位：人

	他 出 後 初 始 業	娼 妓 稼 業 開 始 直 前 の 職 業
奉 公	14	2
酌 婦	1	6
芸 妓	1	1
機 織 り ・ 糸 取	2	3
親 戚 ・ 知 人 宅	2	1
夫 に 嫁 せ し 者 夫 の 家 に あり し 者	2	3
家 庭 に 留 り し も の 家 庭 に あり し も の	1	7
百 姓	0	1
不 詳	2	1
計	25	25

資料：「廃業娼妓25人」（『廓清』3巻1号）

しくは15～17歳に成長した頃に他出する者が多く、その多くは最初「奉公」として一般家庭の子守や女中になるが、娼妓になる

図Ⅲ-3 廃業するまでの経路

	初めて他出した年齢・人数	他出後初めてついた職業・人数	娼妓稼業開始年齢・人数	廃業時の年齢・人数
(歳)				
6	○			
7	○	×		
8	○○○○○	×		
9	○	××		
10				
11				
12	○○	××		
13		×		
14	○	×		
15	○○○	××☆		
16	○○○	×△☆◎		
17	○○	××□		
18	○		○○	
19			○○○○○	
20	○	●●	○○	○○○○
21	○	◎	○○○○○	○
22	○	×	○○○	○○
23				○○
24			○	○○○○
25			○○○	○○○○
26				○○○○
27			○	○○
29				○
34				○
不詳	○○○	○○	○○○	

- 廃業した娼妓
- × 奉公
- ☆ 機おり糸取り
- △ 芸妓
- 酌婦
- 夫に嫁せし者
- ◎ 親戚知人宅

資料：「廃業娼妓25人」
 (『廓清』3巻1号)

直前には年季明けで家に戻ったり、さらに酌婦、飲食店女中に転じている者が多い。その大多数が娼妓許可年齢3～4年以内に稼業を開始し、数年以内には廃業している。したがって婦人救済所における廃業娼妓の年齢は20～26歳と20代が圧倒的に多い。

大正6年頃の調査である「不幸女の救護」には10歳前後で他出し、奉公→一時帰宅→娼妓の経路をたどった者の事例がいくつか報告されており、そのうちやや詳細にその経路が述べてあるものを取りだすと次のようである。

表Ⅲ-6 「不幸女の救護」にみる娼妓の事例

奉公に出た時の事情	1. 母は実母で父が義父、異父兄弟が3人できたので奉公に出る。	2. 東京下谷出身、父は青物商	3. 三重県出身、幼少時父と死別	4. 兄弟8人有り、両親は8人を養いかねる
経路	子守奉公 ↓ (1年後) 帰宅	(12歳時) 子守奉公 ↓ (14歳時) 帰宅 ↓ 鼻緒屋へ奉公 ↓ (17歳時) 千束町で酌婦 ↓ (4ヶ月後) 茨城県で酌婦	(10歳時) 子守奉公 ↓ (13歳時京都金箔職) 見習奉公 ↓ (20歳時) 帰宅	(幼い時から) 奉公
娼妓になった時の事情	義父死亡のため娼妓に売られる	(10ヶ月後) 洲崎で娼妓	21歳時家屋が火災にあい、新築費用の工面にこまり、神戸福原にて前借350円で娼妓になる	数え年18歳から板橋の遊廓で見習いをやり、満18歳になると同時に娼妓になる。

資料：「不幸女の救護」大正6年

これでわかるように、彼らは一家の貧困を背景に稼働可能な年齢から他出して働き、許可年齢数年以内に、まとまった金額が必要となった場合等に、娼妓になっていったようである。彼らは、幼い時から他出しているため、学校教育のみならず家庭での養護をも充分うける機会や経験を逸していたといえよう。

(2) その他の困窮婦人

前述した通り、この時期入所者における娼妓以外の者の数は増加し、その抱える問題の内容は次第に多様化している。表Ⅲ-

1によると明治40年までの平均では、娼妓以外の者は全体の43%である。そのうち最も多いのは「その他」で娼妓以外の者の40%、続いて「淫売婦」22%、「出獄者」18%で、さらに「満州よりの救済」10%、「芸妓」9%の順である。そのうち「出獄者」は、その大多数が検挙された私娼であったため、「淫売婦」「芸妓」と合わせると、芸妓私娼等のいわゆる売春を業としていた婦人は、娼妓以外の者の約半数の49%となる。残りの51%は、その他の困窮状態にある婦人で、そこには日露戦争以降急増した

「海外出稼醜業婦」として満州に売られか
 かった女子等多様なケースが含まれていた。
 その具体的内容を、明治40年代までに「と

きのこえ」等に報告された入所ケースから
 みると、次のようである。

表Ⅲ-7 その他の困窮婦人の事例

	経 路	問 題 の 概 要
1. 少女の人身売買	警 察	広島出身の4人の少女。人買いに欺かれて上京。堅気な奉公をするつもりのところ、吉原に連れていかれる。吉原を見物した後、その世話人の親類に一泊すると言われたが、あやしいことに気づき4人で警察にかけこむ。警察に保護された後、1人は奉公に、3人は救世軍に引きわたされる。（『弱者の友』明44）
2. 人身売買	本 人	横浜で支那人の妾に売られかかる。本人が逃げ出す（『ときのこえ』明37.1.15）
3. 身 売 り	本人（兄同伴）	19歳。三重県出身。母親に強制的に娼妓に売られ、上京させられる。吉原の女郎屋で逃げ出し、在京中の兄のもとに助けを求める。兄と本人で救世軍本営に来る。士官の援助で名簿を削除し、入所する。（『ときのこえ』明治36.2.1）
4. 少女の人身売買	不 明	8歳。新潟県新発田出身。母親死亡後、父親が本人を連れて上京、求職。父親が本人を、赤坂の芸妓屋に60円で売ろうとしているのが発見される。父は日雇に行き、本人は救世軍に入所。（「児童虐待防止と救世軍」）
5. 夫が出征中の母子	不 明	夫が出征する。病気の子どもをかかえ、生活ができず入所（『ときのこえ』明38.11.15）
6. 夫が入獄中の妻	本 人	夫が入獄。宿賃がかさみ宿屋の主に妙なことを申されるため途方にくれた、偶然『ときのこえ』を見て、頼って入所。（『ときのこえ』明36.4.1）
7. 夫と別居中の妊婦	不 明	夫と別居。救済所に入所して出産。国もとより実母が来て介抱する。（『ときのこえ』明36.1.1）
8. 虐待された妻	知 人	不品行をしたとして、夫に頭髪を剃られ、小指を切断され、着物を筒袖にされる。本郷春木町で泣いているところを人に救世軍を教えられ、連れてこられる。（『ときのこえ』明35.8.1）
9. 自殺未遂者	駅 長	酌婦。稼業がいやで鉄道自殺を企てる。駅長に見つけれ、救済所に連れてこられる。（『ときのこえ』明35.8.1）
10. 自殺未遂者	不 明	自殺未遂。入所後現在は安定している。（『ときのこえ』明38.11.15）

11. 逃亡した女工	警 察	埼玉県工場に奉公中の3人の女工。18歳～19歳。3人とも最初5円受け取ったまま、2人は4年間、1人は6年間無給。工場から逃亡し上京。芝警察に保護され、救済所に送られる。(『ときのこえ』明36.6.1)
12. 痴呆の女子	警 察	17歳、痴呆、高輪に出生。12歳時土方に誘拐され、横浜で2～3年すごし、14～15歳時遺棄される。浮浪中50歳前後の強盗殺人の前科者にひろわれ、藤沢に居住。2人出産し、2人とも鎌倉の山中に遺棄。17歳時男が警察につかまり、本人も保護される。高輪分署より救済所に紹介される。(『弱者の友』明44)
13. 家出した婦人	本 人	小学校裁縫教員。明治45年、父の死亡後、志を立てて上京。求職したが満足いく職につけず、芸者屋のお針となる。救世軍に手紙を出し、裁縫教員の職を依頼。一時、救済所に入り、その後郷里に戻る。(「救世軍は何乎何を為しつつあり乎」大2)
14. 芸 妓	本 人	浜松出身。20歳で芸妓となり、23歳で落籍。岡山県の医師の妾となる。その後遺棄され、再び芸妓となり、支那へ売られる。その後脱出して入所するに至る。(『ときのこえ』明38.7.15)

1～4の事例は、芸妓娼妓妾等に売られた児童等の事例で児童虐待防止法成立以前にはひんぱんにあった事例と思われる。5は夫の入獄、6はおそらく日露戦争による夫の出征、また7は夫との別居による生活困難に陥った母子の入所事例である。9、10は自殺未遂者の事例である。また8は夫に虐待され遺棄された婦人の事例で、12は内縁の夫が逮捕されたことにより保護された痴呆女子の事例である。その他に工場から逃亡した女工、家出して就職斡旋を依頼してきた婦人の一時的入所の事例などで、いずれも危険からの救済や肉体精神両面にわたる保護を必要としている婦人が対象であったことがわかる。

年齢は4の事例のような8歳の少女から、14のような芸妓妾を経た20歳代の婦人までおり、また単身者ばかりではなく7のよう

な妊娠中の婦人や、5、6のような母子の入所もあった。このような入所者の年齢層の広さについては、当時婦人救済所付士官であった指田静子が「子どももいれば赤んぼうもいる⁽¹¹⁾」と述べていることから明らかである。またこの他に、12のような知恵遅れで保護者のいない女子、8のような虐待遺棄された婦人のように、経済的精神的自立困難な状態にある多様な婦人が入所している。

すなわち当時の婦人救済事業対象は、日露戦争や資本主義恐慌を背景に誘拐、身売り、虐待、自殺、逃亡、家出、生活困難等様々な諸相をもった、あらゆる困窮婦人(母子や養育能力に欠ける親をもつ女子を含む)であり、その対象問題は今日的にいうなら、児童虐待問題、年少労働問題、母子問題、知恵遅れ女子、浮浪女子等とよば

れるもので当時のいずれの法令施策の対象にも入らなかった困窮婦人である。婦人救済所には、これらの対象者がまさに混在していたといえよう。山室はこれについて「他日適当なる人物が多く現われ、資金が豊かに調うこととなつたらば、各種類の婦人達を一々別箇の設備の下に収容する時節も到来することであろう。唯それ迄は、丁度紙屑捨が反古紙でも絲屑でも襤褸切でも手当り次第同じ鉄砲筈に捨い込むのと同じく、各種の婦人達をそばから同じホームに収容するのも真に止むを得ないことである⁽¹²⁾」と述べ、様々な対象者をその時点では積極的に受け入れようとしている。対象を「道ならぬことをしておった女性」と「そんなことになりそうな女性」に規定していた婦人

救済所の意図はこのような形で具現化されていた。山室は、当時の婦人救済事業問題を、時代の社会経済背景と関連づけて理解していたとはいえないが、対象問題を「売春」の観点から位置づけ、問題の違いより、問題をどの時点でおさえるかというとらえ方をしていたといえよう。

3. 入所までの経過・経路

入所までの経過・経路は、娼妓や困窮婦人が婦人救済事業の対象にくみこまれていく過程ともいえる。その要因や、婦人救済事業に期待されたものは何であったのだろうか。

その要因の第1は、対象者のかかえる問題の極限性である。それは娼妓の場合、次のような廃業の動機に端的に示されている。

表Ⅲ-8 廃業の理由

理 由	数 (人)	理 由	数 (人)
○ 病気と借金が増す為に		時々癪にて人事不省となる故	1
病気でも働かぬ借金が増す故	35	心臓病にてなやむ故	3
計算も知らしめず病気勝故	22	横疹を病み治療に苦しみ痛み甚しき故	4
稼業中妊娠して借金が増した故	5	脇膜炎にてなやむ故	5
○ 借金が增加する為に		肺結核なれども楼主は休業させぬ故	3
計算を胡魔化し勝手計りなす故	33	花柳病にて気管を害し声が出ぬ故	2
幾軒住替へても稼きでも借金が増す故	19	腹部の持病が時々発作する故	7
働いても借金が増す故	20	病気にて毛髪が抜け髪をつけて働く故	1
計算を始めて聴き借金が激増し居たるに驚きて	8	○ 楼主が壓制をなす故	3
○ 病気の為に		楼主が住換を強ひ且つ財産を押収せし故	3
病院に留められ退院が容易に出来ぬ故	9	楼主が住換をさせんとし紹介人を頼みし故	2
病気でも楼主が稼業を強ゆる故	8	楼主が約定の金を貸さぬ故	1
毎年脚気が起って苦しむ故	1	父母が病気でも暇をくれぬ故	2
関節リュウマチにて筋骨苦しむ故	3	楼主が苛酷に打する故	1
腎臓病になやむ故	1	食物が悪くて辛抱出来ざる故	1
子宮病が容易に全快せぬ故	5	客なき時は夜明まで店に坐らせ置く故	2
盲腸炎にてなやむ故	2		
梅毒性神経衰弱になやむ故	3		
喘息病の為に客が取れざる故に	1		

姉女郎が烟管や火箸で打つ故	1	}	入院患者が救世軍に助けられ自廃した故	12	}
鴉母が局部を検査するとて痛めし故	1		友人が自廃して羨ましき故	3	
全盛で身受客があっても楼主が妨ぐる故	1		○種々の原因によるもの		
客がなき故楼主に住換を強ひられた故	1		娼妓稼業が何となく苦しくらぬ故	11	
○情夫との関係による者					
情夫と同棲したさに	6	} 9	情夫にだまされ売られて目が覚めた故	1	}
情夫が恋しく地方より途連れて来り	3		長らく稼業し三十歳以上になり客なき故	2	
○救世軍の事業を聞きたるに由る者			父母の性行悪しく度々無心に来り借金が増す故	5	} 22
新聞を読みて救世軍が助けると云ふ故	4	妹が同棲に娼妓をして居たが途亡して其借金を被せられた故	1		
遊客が救世軍に助けを求めよと教へた故	3		馴染客が1人情死したのを見て恐ろしくなった故	1	}
救世軍の廃業の勧めを客に贈られた故	4		遊客の会社員が社金を消費して懲役になった故	1	
朋友の娼妓が救世軍に救はれて自廃したる故	3		○原因不明	10	}
自宅休業中附近の人に救世軍の話をして聞いて	1	} 33	○不明	9	
救世軍が負傷して迄娼妓を助けるをして聞いて	3			計	300

資料：「娼妓三百人の研究」
 (『廓清』6巻3号)

これによると、廃業の動機は大きく病気、借金の増加、楼主の圧力の3点に分けられるが、中でも病気は、山室が「10人が10人病気で稼業ができない」⁽¹³⁾と述べているほどに顕在、潜在して娼妓を蝕んでおり、他の動機を誘発し悪循環を作り出す意味でも、深刻な問題であった。それは表Ⅲ-9にあげた救世軍が扱った廃業娼妓の事例に具体的に裏付けられている。これをみると病気が廃業の動機になっている者は極めて多く、たとえば1の事例では稼業開始後1年半で16回入院とあり、2では病気のためモルヒネによって稼業を強制されており、3、7では肺結核や肋膜炎を罹患しており、さらに9の事例では2年目で神経痛、貧血、身体衰弱、とある。廃業娼妓の80%が3年以内に廃業していることを考え合わせると、彼らが稼業開始後短期間の

うちに肉体を衰弱させていることがわかる。その理由は食事の貧しさ、不規則な生活、無差別な客との接触と指摘されており、⁽¹⁴⁾その結果、婦人救済所入所時には、花柳病や婦人科系の疾患のみならず、脚気、リウマチ、腎臓病、心臓病、結核等多様な病気が発見されている。(表Ⅲ-10)また疾病が、借金の増加や楼主のいやがらせを誘発することは次の娼妓の一文によっても明らかである。

あまり入院ばかり致して居りますから、お客様わきてくれませず、すこしばかりのなじみも入院を致すたびごとにおちてしまいます。この御主人様というわ、まことにざんこくなかたです。病気で入院おいたしておりますのお、すきで入院おいたしておるとゆうて、た

表Ⅲ-9 廃業娼妓の入所までの経過・経路(明33~大初にかけて救世軍が取扱った事例)

娼妓名	廃業の動機	入所までの経過・経路	その他
1 洲崎天町宮喜楼 高橋雄三方、桜木	病気で1年半の間に16回入院(長い時で8週間、短い時で1週間)	本人からの手紙による依頼、母親の来所。	本所区北新町某の娘。 離婚後実家に戻るが、実家が生活困難のため、子どもを置いて前借200円で娼妓となる。
2 大阪市南区難波仲筋真 砂山本ひさ方、吉六	病気で稼業困難なところ、モルヒネを打たれて仕事を強制される。モルヒネ中毒になり三日あけず人事不省に陥る	知人から救世軍の存在を聞く 大阪をとびだし上京、本人が直接来所。 救済所入所後、廃業届を難波警察署に送付	*
3 吉原揚屋町定汚内楼 事生田こと方、久方	病気で備前療養中、肺結核初期であることが判明	本人からの手紙による依頼、さらに本人が診断書持参で上京来所。 救世軍病院にて再診断後、士官の援助にて日本提督警察署で廃業手続	愛知県出身
4 吉原江戸町西菊楼 大貫かね方、初菊	病気のため外出認可中であつたが、これ以上稼業続行困難	本人からの手紙による依頼、後直接来所、三井記念慈善病院、救世軍病院にて受診、士官の援助にて廃業手続	*
5 吉原角町福禅楼 小林辨三郎方、初音	醜業の苦痛に堪えかね廃業を決意 200円を貸座敷にわたしたが廃業を許可されなかったため救世軍に援助を求める。	本人の来所	前借300円みず金150円による6年年期 現在稼業4年目
6 京都市上京区六軒区錦 町西入秋月楼 吉田ヨシ方、権八	肺結核と肋膜炎を罹患 朋輩が2階から落とされ死亡したのを見て恐しくなり廃業を希望	廃業の方法がわからず脱廓し門司に逃げる 知人宅に隠れ裁判所と警察に手紙を出す。楼主と周旋人にみづかり、ひき戻される。その後警察に出頭し廃業届を出す。とりあつてもらえず、翌日署長に面会を求め逆に楼主に告げ口される。すきを見て再び脱出し、上京して、知人から聞いていた救世軍に来所。	*
7 新吉原揚屋町定河 内楼方	病気によるひんぱんな入院、借金の増加 なじみ客のないことに対する楼主のいやがらせから廃業を決意。 実家から援助をうけていたが、困難となる。	本人の手紙による依頼	愛知県出身 父の病気が原因で娼妓になる。
8 北千住佐野屋事 峰崎林太郎、初緑	病身である なじみ客に無理心中を迫られ、危険を感じて廃業を希望	夜中3時頃屋根をつたって表に出て、2間余りの高壁に乗りうつり、忍び返しの間から飛び下りる。気を失ったところを通りがかりの人に助けられ、車を捨てる。車屋に法外な金額を請求されるが、救世軍までたどりつく。	妊娠中
9 洲崎平野楼、萬龍	身体の衰弱、一晚に5~6人の客をとるお職だが、次第に神経痛による足腰の痛みを覚える。脳貧血にて卒倒し、10日間床につく。現在も同じ状態が続く。	朋輩所有の『自由廃業の勧め』をみる。 手紙により依頼するが、楼主にさとられ、国からの音信、客からの手紙すべてに検閲をうけ、手紙を番頭に託すことも困難になる。どこでもおぼさんがついてきて、監視される。	秋田県本荘町出身 職工の娘 2年前一家の急を救済するため娼妓になる。
10 (品川の娼妓)	*	警察に名簿削除の申請をしたが、楼主の妨害にあい、品物の持ち逃げで訴えられる 鑑治橋の未決監で20日間拘留され、裁判にて無罪宣告される。	*
11 (信州の娼妓)	病身、仕事がいやで廃業を希望	遊廓を脱出して信州より10日間徒歩で来所	*
12 (京都の娼妓)	*	所持金のある限りで切符を買い、京都から江州彦根まで汽車に乗る。あとは警察で着物を売り、その金を旅費にして徒歩で上京、来所。	*
13 (大阪松島の娼妓)	*	母親の手紙で救世軍の存在を知る。 娼妓4人で博覧会に出かけ、大阪の救世軍コーヒー店に逃げこむ。	*

注：*は不明

資料：1~9、「廃業娼妓の身の上」『廓清』3巻1号
10, 『ときのこえ』明35.2.15
11, 明35.1.15, 12, 明35.8.1, 13, 明36.8.1

ただ退院せよとゆうてむりなことばかりも
します。

(「廃業娼婦の身の上」『廓清』3巻1号)
お客様が少しごさいませんと、時には日に2
度も呼びつけられてお客の待遇方が悪いとか
手管がないとか種々虐められ、又自由にもで
きず従って病院などに入って楼主にいやな顔
をされるのが辛ふ御座いますから綿をつめたり
などして病気をかくして検査をうけ、悪い
病を其まゝ客に接するようになります。大抵
の者は皆頭痛持ちで、中には月2回のモルヒ
ネ注射で無理に勤めている者もあります。

(「廃業娼妓の告白」『廓清』2巻7号)

山室は劣悪な環境のなかで彼らが、肉体的健
康を失うばかりでなく、精神的痛手を深くおい
「栄誉と望み」を失っていくことを強く指摘し
ている。⁽¹⁵⁾

対象者が入所するに至った第2の要因は、事
業主体者の対象への積極的な接近であろう。す
なわち救世軍は、遊廓伝道による娼妓への啓蒙
活動や廃業手続きの援助を積極的に行い、娼妓
は救世軍のこの「戦争的」ともいえる援助活動
がなければ遊廓を脱出し、救済所に入所しえな
かった。たとえば表Ⅲ-8「廃業の理由」をみ
ると、救世軍を知ったことが廃業の動機になっ
た者が33人(11%)もおり、その内訳は自由廃
業を直接見知った者18人、人づてに話を聞いた
者7人、新聞や『廃業の勧め』で知った者8人
となり、いずれも救世軍の自由廃業運動がその
存在を知り廃業を動機づけるきっかけとなっ
ている。

また入所の経路には2種類あり、1つは手紙
による廃業の相談依頼である。それは本人自身
によるものの他、親、知人、情夫によるものが

表Ⅲ-10 婦人救済所入所時の疾病
単位：人

	疾 病	数
あり	脚 病	2
	肺 結 核	1
	神 経 痛	1
	胃 腸 病	1
	梅 毒	1
	背 髓 病	1
	時々サシコミ	1
	眼 病	1
	肺 犬 カ タ ル	1
	梅毒・子宮・けいれん モルヒネ中毒	
なし		15
計		25

資料：「廃業娼妓25人」
(『廓清』3巻1号)

あり、その場合には士官が遊廓に出張し娼妓に
面談を求め、うまくいけば娼妓に同伴して警察
署に出頭し廃業手続きを行う。他の1つは娼妓自
身の脱廓による救世軍への直接来所で、その場
合救世軍では、本人を一時保護した上で、士官
が警察まで同伴して廃業手続きを援助している。
いずれにせよ、危険と困難が伴う娼妓の脱廓は、
廃業することが目的で行われ、廃業手続きには
救世軍の援助が不可決であり、その廃業手続き
への積極的援助があって、娼妓の救済所への入
所は可能となった。

ところで入所の経路における両者の割合は、
山室の大正初めの調査によると次の通りで(表
Ⅲ-11)、直接来所が125件中89件と71%を占
め、手紙による依頼29%に比べ圧倒的に多い。
さらにその成功率をみると、直接来所は96%、
手紙による依頼は72%で、手紙による依頼の方
が低い。その理由を山室は、「まだ廓内に捕虜
になっており、自由廃業の心あることが知れた

表Ⅲ-11 廃業の経路(大1.10~大2.11)

単位:件(%)

経路	成功	失敗	計
手紙による依頼・士官の出張面談	26(72.2)	10(27.8)	36()
本人の脱廓・直接来所	85(95.5)	4(0.5)	89(100.0)
計	111(88.8)	14(11.2)	125(100.0)

資料:「自由廃業と凶作地の子女救護」
(『廓清』4巻1号)

ら有ゆる迫害、罵詈、虐待を蒙り苦痛と壓迫に堪へ兼ねてつひつひ志を翻す⁽¹⁶⁾からだと述べ、楼主の妨害が原因であることを指摘している。たとえば先あげた表Ⅲ-9の事例9によると廃業の意志を楼主にさとられたため、外部からの音信や外部への連絡すべてが閉ざされたと報告されている。一方直接来所は、一旦救世軍までたどりつけば成功率は極めて高く、その理由を山室は「決心も幾らか堅い上警察に出でるの応答等に就ても多少の注意を受けているから⁽¹⁷⁾」と説明している。しかしこの脱出の過程が極めて危険と困難に満ち、心身を極限状況に追いつめるものであったことは、表Ⅲ-9の各事例から推測されよう。たとえば、8の事例では妊娠中の娼妓が屋根と塀をつたい、落下して気を失ったところを通行人に助けられて来所しているし、11では信州から10日間夜間の徒歩で上京に至っているし、12では彦根から着物を売りながら徒歩で上京とあり、その他に、寒中単衣一枚細紐で、頭から塩をかけられ、片ちんぼの草履をはいたまま逃げこむ例等も報告されている⁽¹⁸⁾。このように対象者自身が危険に満ちた脱出の過程をのりこえる意志や体力を有していることが、入所に至らしめるまた1つの要因であった。

このように、娼妓が婦人救済事業対象にくみこまれていく過程には、自身の抱える問題の極

限性、事業主体側からの積極的な接近、自身の意志や体力といった要件が見出され、そのような要件がそろって入所に至る娼妓は、全体の極くわずかであった。それに対しその他の困窮婦人は、たまたま救世軍を知る警察や知人が経路となつて、極めて偶然的に入所に至る者が多かったといえよう。(表Ⅲ-7)

以上のように入所者は、劣悪な食生活や環境から心身の健康を著しく害している上、厳しい管理体制をくぐって脱出逃亡という非常手段をとってくるため、精神的にも肉体的にも深い痛手をおっていた。また彼らの入所は、昼夜を問わず身1つでとびこむ緊急性を有していたため、救済所では「参るとすぐそれ帯それ半襟、それ寝衣と心配せねばならない」⁽¹⁹⁾いわゆる緊急的対応や、対象者へまずは安全性や休息を提供しうる避難所的役割、また常に救済所の住所が伏せられていたことからわかるように、危険性への対処等がその役割として期待されていたのではないだろうか。機恵子がしばしば紙上で「寒さの時候着物や夜具が乏しいので古いものの寄付をこう」と訴えていることや、明治39年に「人通りの多い通りに面している」ことを理由に救済所が移転されたこと等は、このような意味で理解されよう。

4. 入所中の生活と退所

婦人救済所の主任は以下のように変化している。初代主任機恵子は病気の為3年で退職し、

明33.8～36.8 山室機恵子
明40.2～ 會谷少校
明41.1～ スミス大尉
明42.5～ ビヤソン中校
明43.4～大2 指田静子中校⁽²⁰⁾
大2 ～昭3 村松きみ子大尉⁽²⁰⁾

その後43年までは比較的内れかわりがあったようだ。43年より3年間担当した指田も健康上の理由から退職し、その後村松きみ子が15年間担当した。ビヤソンは39年より函館婦人救済所を担当した士官で、會谷もその後監獄警察訪門部や旅客の友で活躍していることから、担当者の配置には、経験の有無や女子であることが配慮されていたようである。

明治女学校を卒業し、女学雑誌社、矯風会をへて婦人救済事業に携わる素地を充分備えていた機恵子は在任中、廃業手続きの援助、入所者の生活全般の指導、賛助者の獲得等に奔走し、処遇から財政にわたる救済所の基礎作りに努力した。しかしそもそも病身の上、在任した3年間に2子をもうけており、その過労もあってか健康上の理由で退職している。

救世軍が公的な助成金を初めて得たのは、明治42年2月、内務省の選奨による下附金500円である。それ以前の救済所の財源は、大隈重信、近衛篤磨、田口卯吉ら「月決め賛助者」や、ライオン歯みがき慈善券、読者等の個人的寄付⁽²¹⁾によっていたが、その財政的抱束は大きかったと推測される。その不足の補填のためか、機恵子は近隣に洗濯と仕立物の注文を取ったり、子供用毛糸草履、蝶のペンふき、金入等の製作品の販売を行っているが、これらは財政補助という

より入所者の家事や裁縫指導の一貫として行われていたようである。

入所中の生活は、「身軽に働くことは女の誇りなれば、比の家のものは凡て袴と前掛を離すべからず。袴は常に左の袂に入れ、前掛は膝にかくべし」を方針に、「労働を厭わない」ことと「規律正しい生活」が重視された。⁽²²⁾日課は昼が手仕事、夜は読み書き、算盤、⁽²³⁾宗教道德の話で、日曜日には礼拝が行われた。⁽²³⁾指田は「土曜日は一日自分の仕事をさせ、日曜日にはスッカリ休ませ好きなことをさせた」⁽²⁴⁾と述べている。手仕事には、裁縫、洗濯、洗張り、仕立等も行われ、食事も交替で作る等、家持ちになる準備としての家事訓練に力が注がれていたようである。

入所者の衣類は寄付でまかなわれ、主な寄付者には津田梅子、平野浜子、島田三郎夫人、海老名弾正夫人、小宮珠子等、山室夫妻と懇意であった人々の名前がみられる。また病人は、築地時代は聖ロカ病院が治療にあっており、明治37年1月には「眼の一斉検査実施」が報告⁽²⁵⁾されている。

このような規律正しく、労働を重視した救済所の生活に対する、入所者の反応や戸惑いは様々で、次の報告からは、それまでの彼らの生活といかに異った生活が展開されていたかが、うかがわれよう。

或る者は、涙をこぼす迄に、其の自由の身となりしことを喜び、この後人間らしい世渡りをしたい故どうかお針を教へて下さい、台所をさせて下さい、と如何にも殊勝げであります、一方には、亦救済所では朝寝も出来ない故、地獄よりもつらい。とても私には、此の家で勤まらない、それでも飽迄堅気にな

るべきか、または今一度元の商売に立帰ったものであろうかなどと、小首をかしげて居る者を見出すこともあります。

十年以上娼妓をした女でも、感心に台所でよく働き、又「私の仕事は」というて次の仕事を請求する程心得の好い者もあれば、他方には、炊事番が自分に当る度毎屹度腹痛起し、又昼寝をしたい時に頭痛を言草にするような病人らしからぬ病人も毎度出てくるのであります。（『山室機恵子』山室軍平 大正5年）

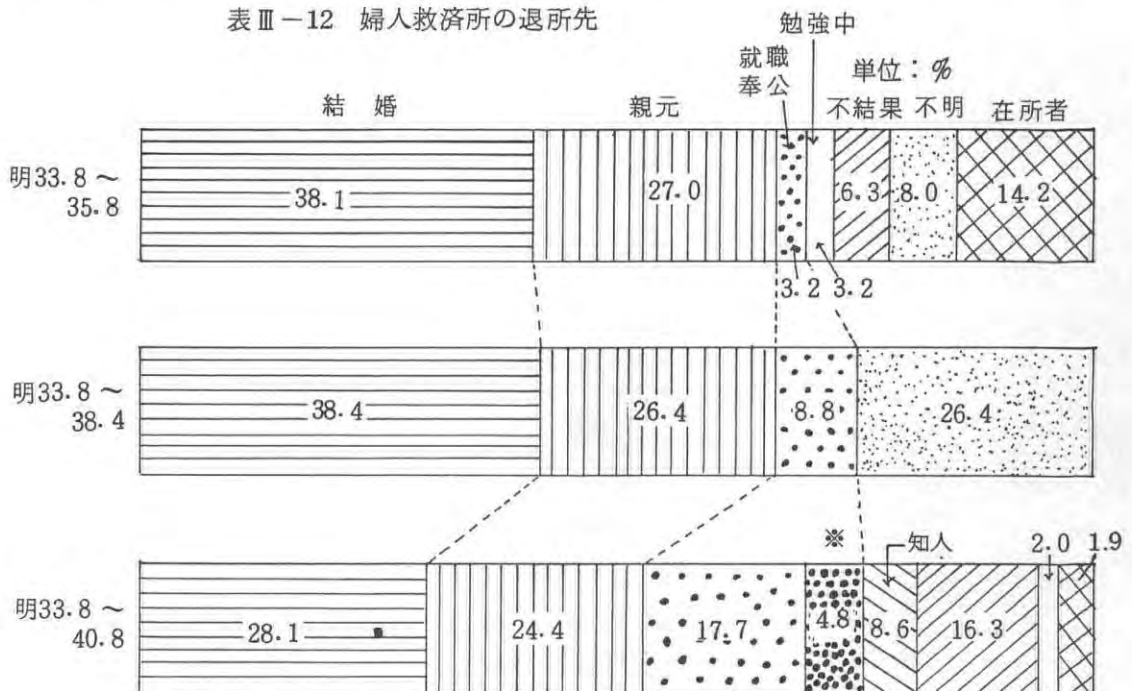
山室は彼らの入所中の変化について、平均的には1ヶ月を「ようやく人なみに朝晩の挨拶ができるようになる」また「かな文字いろはにはほへだけ覚える」程度で、最も良い者で「40日間で羽織の仕立、たち方を覚える」程度と述べている。彼らの成長の速度は、彼らの多くが幼少

時より他出して学習の機会を逸していたせいか遅かったようだ。

次の表Ⅲ-12は彼らの退所後の行方である。明治33年から40年までの平均をみると、最も多いのは「結婚」で28%、続いて「親元に帰す」で24%、さらに「奉公」18%の順で、この3つが多いのは当初の退所方針の通りである。しかしその変化をみると、結婚する者がやや減少し、奉公や就職する者がかなり増加している。親元に帰る者の割合は変化がない。その理由の1つには、年々次第に就職先が開拓されていったことや、39年の東北凶作地方子女救護運動の際、婦人救済所に入所した凶作地方の女子が、女中奉公として退所していったことがあると思われる。

「奉公」とは一般家庭の女中や下女奉公のこと、奉公先にはキリスト教信者の家庭をはじ

表Ⅲ-12 婦人救済所の退所先



め、キリスト教信者の本屋の下女、キリスト教の老夫婦の家庭等が『ときのこえ』に報告されている。ある老夫婦家庭の女中になった者は気に入られて養女になり、現在は看護婦の勉強中である。⁽²⁶⁾また就職先にはライオン歯磨き、⁽²⁷⁾キリスト教信者の病院の看護婦等が見出せる。とくに看護婦になった者は比較的多く、40年までの平均では10人いる。これは奉公もしくは就職した者37人のうちの27%である。その具体的事例には、次のようなものが『ときのこえ』に報告されている。

1. 弘前の女教師グリフィスより依頼された女子、看護婦を志望し、キリスト信者の病院に修業のため退所（明36.8.1）
2. 北海道から来た娼妓 看護婦になって退所（明37.4.1）
3. 家庭乱離で入所していた婦人、半年間の入所後看護婦の試験に及第（明36.1.1）
4. 1年間の入所中真面目に勉強していた者、看護婦伝習のため病院勤務で退所（明36.6.15）

4事例のうち、1の事例の女子は35年2月18日に入所しているので、入所期間は1年半、3は半年、4では1年間とあり、看護婦になる者は比較的長期にわたって滞在する者が多いようである。なお図中「勉強中」とあるのも、看護婦の勉強中の婦人である。また「知人」とあるのは、「別居中の夫のもとへ帰る予定だが、しばらく女教師のもとに入る」⁽²⁸⁾という者等である。このように次第に広がっていった奉公先や就職先には、キリスト教信者の家庭や病院が多く含まれているが、これは当時次第に救世軍や救世軍

社会事業への理解が広がっていったことと無関係ではないだろう。

開設後7年間の入所者総数209人のうち半数以上を占める「結婚」、「帰郷」の場合はどうか。結婚したものについては、「入所後3ヶ月で堅気な先に結婚」⁽²⁹⁾「もと娼妓結婚して難しい字は夫に教わり感謝の手紙をよこす」⁽³⁰⁾とか、「暮に毎年必ず礼に来る者あり」「嫁した後3年其姑に会う毎に『嫁は始終貧乏暇なしに働きますけど私は着物を買ってやりませんで』と感心して居るのもあり」⁽³¹⁾という成功した事例が多く紹介されている。

一方帰郷した者には、「新宿の娼妓奉公して路用のみ儲けて3ヶ月後親元に帰る」⁽³²⁾「吉原の娼妓、廃業後ひとまず親元へ」⁽³³⁾といった事例が報告され、その入所期間は比較的短かったようである。また帰郷の場合には、「親に引き取られるが、また身をおとされる心配から自ら戻ってくる」⁽³⁴⁾「退所後お茶屋奉公したが不都合を強いられ再入所」⁽³⁵⁾という再入所の事例が報告されている。これは家族ぐるみの貧困から娼妓が創出されていたにもかかわらず、その貧困問題に何の働きかけもないまま彼らが親元に帰されていったためであろう。

このように彼らの在所期間は1、2ヶ月～1年まで人により異なるが、一時的に身を寄せ短期間のうちに「ひとまず親元へ帰る」“一時避難型”の者と、比較的長期にわたって入所して看護婦や裁縫の勉強をし、手に職をつける者の両者がいたようである。救済所では明治36年6月頃より、外部の裁縫教師を依頼しており、⁽³⁶⁾入所者の職業による自立にも消極的ではなかったようだ。しかし全体からみれば看護婦等になる者はわずかで、多くの者は結婚か帰郷であった。

婦人救済所では、心身に痛手を負いき場の

ない婦人に必要な休息を与え、対象者の成長や魂の救いに努力したが、対象者とその家族の貧困からの救出にその視野が及ばなかったところが、ひとつの限界といわざるをえない。

IV. おわりに

さて以上のことから婦人救済事業対象の性格には次のような一面があったといえよう。まず娼妓救済を目的に開設された婦人救済所に入所した婦人達は、必ずしも娼妓だけではなく、その約半数は行き場のない困窮婦人（児童、母子を含む）であり、対象は多様な問題の混在であった。彼らは当時の限定的な法令施策の対象には入りえない婦人達であったが、なかにはその後の、法令の整備による施設の分化に伴い、他の施設に包含されていくものもあった。

2つには、社会事業対象は事業主体者側の主体性に規定される側面をもつが、特に婦人救済事業の場合には、救世軍の「戦闘的」「積極的」性格に大きく規定された。それは対象の顕在化にあたって救世軍が果たした役割で、娼妓という公的な制度に裏づけられた特殊な対象をほりおこすには、彼らの「戦闘的」な働きかけが不可欠であった。また救世軍は明治40年頃より警察監獄訪問部、身の上相談部、旅客の友部等を受け、相談事業を分化拡大することにより、さらに主体的に婦人救済事業対象をほりおこしているが、その結果婦人救済事業対象は極めて幅広い性格を有した。

3つには、このように婦人救済事業対象には様々な対象者を混在させていたが、彼らは「(道徳罪悪としての)売淫」という観点で対象化されていた。つまり婦人救済所は対象者を「芸娼妓酌婦妾」と「そんなことになりそうな婦人」という視点でとらえ、それぞれの問題の違いよ

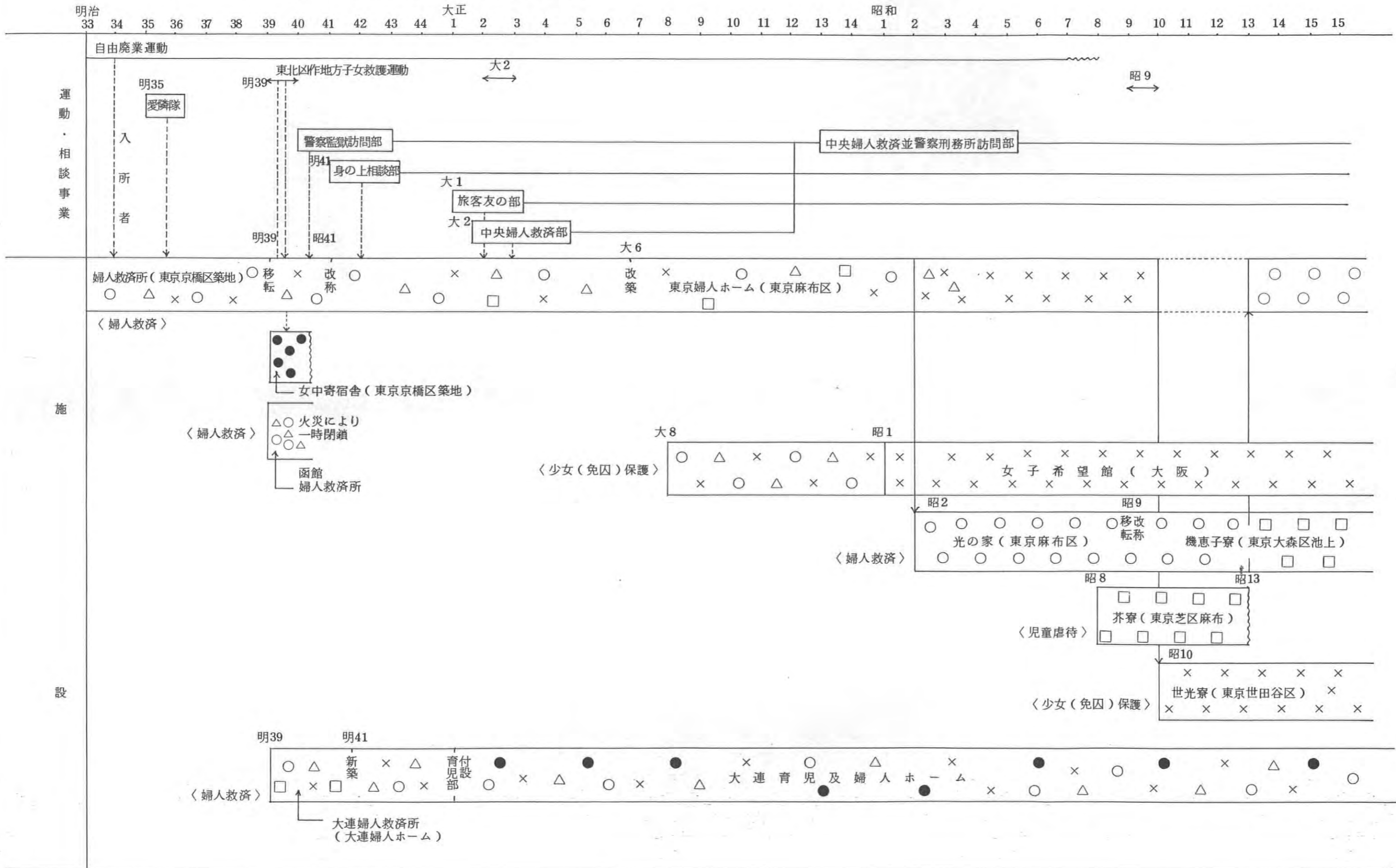
りどの時点でおさえるかという位置づけで把握していた。

このような入所者に、婦人救済所は休息を提供し、一時的救済所としての役割を果たした。看護婦等手に職をつけて退所する者がわずかにいたが、多くは短期間に結婚もしくは親元に戻っていった。そこでは対象者が身を売らざるを得なかった社会的背景や環境への働きかけはなされなかった。これは対象理解における社会背景や社会構造、特に貧困問題との関連性への視点がうすく、むしろ対象者自身の男女貞潔問題に対する道徳性が重視されたことによるものであろう。

しかしながら救世軍婦人救済事業は、明治20年代までの観念的な廃娼運動や廃娼論の展開を一步ふみ出し、自由廃業運動による娼妓の救済と、婦人救済事業による娼妓の保護を同時に実行することにより、日本における婦人救済事業の開幕に大きく寄与し、さらにその後の廃娼論の展開に実態的な裏づけを与えた。特に山室は入所者を対象に調査を数回行い、それまで公表されていなかった娼妓の実態を明らかにした。彼の道徳的、人道的視点にたった廃娼論や廃娼運動は、この実践や調査にもとずいて展開されたもので、このような実態にうらづけられた彼の廃娼論の展開は、日本の廃娼運動の大きな推進力となっていった。

極めて限定された資料で、創設期婦人救済所の歩みを辿ってきた。最後に救世軍婦人救済事業全体のなかで本稿が取り上げた時期と、婦人救済事業対象が救世軍の関連施設において分化していく過程を明らかにするため、「救世軍婦人救済事業および関連事業の推移」(図IV-1)を示した。

図Ⅳ-1 救世軍婦人救済事業および関連事業の推移



注：1. 以下の印は収容した対象者を示す。

- 廃業娼妓・芸妓・酌婦妾
- △ その他の困窮婦人
- × 不良少女
- 虐待児童
- 一般乳児・児童

2. 不明は〜で記した。
3. 函館婦人救済所は、明34頃より事業を行っているが、救世軍に引き継がれたのは、明治39年である。
4. 大連婦人救済所は、明39. 3, 益富政助が、満州婦人救済会として開設したものを、同年9月救世軍がひきついだ。「満州婦人救済所」「満州婦人ホーム」とも記されている。
5. 作成にあたって使用した資料は次のとおりである。
『ときのこえ』『日本救世軍社会事業年表資料』松田鉄平, 昭56『救世軍の過去現在及び将来』昭4, 救世軍出版及供給部, 『愛の奉仕』昭7, 同, 『善きサマリア人』昭8, 同, 『救世済人』昭9, 同, 『支那事変と救世軍』昭14, 同, 『凡ての者の僕』昭12, 同, 『献身の生涯』昭15, 『日本社会事業名鑑』大9中央慈善協会, 『全国社会事業名鑑』昭2中央社会事業協会

今後明治40年代以降の婦人救済所の展開をさらに明らかにしていきたい。また、婦人救済事業対象の把握には、対象者の出身階層、出身地域、職歴、移動の時期や経路等の資料にもとずく丹念な創出過程の検討が必要であり、その枠

組の設定も含め、今後の研究課題としたい。

なお、本稿の作成にあたっては、山室光子氏、山室徳子氏、救世軍士官学校図書館ならびに吉田真、宗守佳子両大尉に資料の提供および細かな御教示を得たことを感謝したい。

註

- (1) 『ときの声』明治39年1月30日
- (2) 『人道』明治40年4月15日
- (3) たとえば、明治35年1月15日には9人、6月1日8人、9月15日12人（「発足以来最多」の注あり）、36年4月1日10人、11月1日7人、と報告されている。
- (4) 『人道』明治43年7月5日
- (5) これらはいずれも報告された月である。
- (6) 『ときの声』明治37年4月1日
- (7) 山室軍平著『山室機恵子』には、在所期間について「短かくて2ヶ月長くて1年」と述べられている。
- (8) たとえば次のようなものである。「廃業娼妓の告白」『廓清』2巻7号 明治45年7月、「廃業娼妓の身の上」『廓清』3巻1号 大正2年1月、「娼妓25人」『廓清』3巻1号、大正2年9月、「娼妓百人研究」『社会廓清論』大正3年、「娼妓三百人の研究」『廓清』6巻3号 大正5年3月、『不幸女の救護』大正6年、「奇怪なる遊廓の前借制度」『廓清』9巻3号 大正8年4月、「彼女は何処へ行く」『廓清』24巻8号、昭和9年8月
- (9) 帝国統計年鑑
- (10) この結果は「娼妓百人研究」「娼妓三百人の研究」でも全く同様である。例えば、「娼妓百人研究」では全体の76%が、「娼妓三百人の研究」では80%が21～26歳に集中している。
- (11) 「東京婦人ホームの経営について」指田指子『慈善』3編4号
- (12) 『不幸女の救護』山室軍平 大正6年
- (13) 「廃業娼妓の身の上」山室軍平『廓清』3巻1号
- (14) 「廃業娼妓の身の上」山室軍平『廓清』3巻1号 たとえば、食事の貧しさについて「廃業娼妓の告白」には、「朝7時、夕方5時の2度、麦のたくさん入った飯にわずかの臭い味噌汁、香の物のみで夏には胃が悪くなるという理由で味噌汁もなくなる」と述べられている。
- (15) 「廃業娼妓の身の上」山室軍平『廓清』3巻1号
- (16) 「自由廃業と凶作地の子女救護」『廓清』4巻1号
- (17) 同 上
- (18) 『山室機恵子』山室軍平 大正5年（『山室軍平選集』Ⅷ所収）
- (19) 同 上
- (20) 主任の階級はいずれも就任当時の階級である。
 婦人救済所の担当者としては、この他に下記のような者があっていた。
 明37・5 福良中尉
 明38・11 鯛中中尉
 明40・2 沖谷中尉
 明42・5 永井候補生
 明42・12 沖野中尉
 明43・4 鷲見少尉
 （いずれも『ときのこえ』に発表された年月である。）
- (21) たとえばライオン歯磨からは、明治36年に35円、37年に30円の寄付をうけている。また読者からの寄付としては、明治35年10月に金子小太郎 50銭、今川倉吉 50銭、函館エーボス同盟会 4円、明治37年11月に東京孤児院の孤児から60銭等が報告されているが、いずれもわずかの金額といえよう。
- (22) 『山室機恵子』山室軍平 大正5年（『山

室軍平選集』Ⅷ所収)

(23) 同 上

(24) 「東京婦人ホームの経営について」指田静子『慈善』3編4号

(25) 『ときのこえ』明治37年1月15日

(26) 『ときのこえ』明治35年8月1日, 35年2月15日

(27) 『ときのこえ』明治35年8月1日

(28) 『ときのこえ』明治36年6月15日

(29) 『ときのこえ』明治35年7月15日

(30) 『ときのこえ』明治35年8月1日

(31) 『山室機恵子』山室軍平 大正5年

(32) 『ときのこえ』明治37年4月1日

(33) 『ときのこえ』明治38年4月15日

(34) 『ときのこえ』明治35年7月15日

(35) 『ときのこえ』明治35年7月15日

(36) 『ときのこえ』明治36年6月15日

(本稿は昭和57年度文部省科学研究費補助金による研究成果の1部である。)